

全ト協発第640号(企・適)
令和8年3月19日

都道府県トラック協会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一
(公印省略)

貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定となっております。

改正法は、貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今般、国土交通省において、貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて、廃棄物行政を所管する環境省にも確認した上で明確化され、地方公共団体等に対し、別添のとおり通知が発出されました。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ、貴協会傘下の廃棄物関係の運送を行っている会員事業者及び貴適正化事業実施機関の適正化事業指導員に対し周知徹底方をお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・国土交通省事務連絡「貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて」

(本件に関するお問い合わせ先)

(公社) 全日本トラック協会

企画部 電話：03-3354-1037